

ナショナルミニマムに関する議論の参考資料

医療保険制度の患者一部負担の推移

～昭和47年 12月		昭和48年1月～		昭和58年2月～	平成9年9月～	平成13年1月～	平成14年10月～	平成15年4月～	平成18年10月～	平成20年4月～		
老人医療費 支給制度前		老人医療費支給制 度（老人福祉法）		老人保健制度							75歳以上	長寿（後期高 齢者）医療制 度
国保	3割	老 人	なし	入院 300円/日 外来 400円/月	→1000円/日 → 500円/日 （月4回まで） +薬剤一部負担	定率1割負担 （月額上限付き） * 診療所は定額制 を選択可 薬剤一部負担の廃止 高額医療費創設	定率1割負担 （現役並み所得者2割）	定率1割負担 （現役並み所得者3割）	定率1割負担 （現役並み所得者3割）	1割負担 （現役並み所 得者3割）		
被用者本人	定額 負担		国保	3割 高額療養費創設（S48～）	入院3割 外来3割+薬剤一部負担	3割 薬剤一部負担の廃止				3割	70歳未満	3割 （義務教育就 学前2割負 担）
被用者家族	5割	被用者本人	定額 → 1割（S59～） 高額療養費創設	入院2割 外来2割+薬剤一部負担								
		被用者家族	3割（S48～） → 入院2割（S56～） 高額療養費創設 外来3割 （S48～）	入院2割 外来3割+薬剤一部負担								

（注）・1994（平成6）年10月から入院時食事療養費制度創設、2006（平成18）年10月から入院時生活療養費制度創設

・2002（平成14）年10月から3歳未満の乳幼児は2割負担に軽減、2008（平成20）年4月から義務教育就学前へ範囲を拡大

・2008（平成20）年4月からの70歳～74歳の高齢者の患者負担の見直し等について、凍結等

入院時の食費・居住費について

経緯

平成6年10月

食費に係る負担を導入(食材料費のみ)

※ 標準負担額(患者負担額)については、600円(1日)→760円(平成8年)→780円(平成13年)→260円(1食)(平成18年)に変遷

平成18年10月

療養病床に入院する65歳以上の方に、食材料費に加え、調理費及び居住費の負担を導入

※ 介護保険施設に入所している方とのバランス

※ 年金給付を受けている場合、基礎的な生活費の二重給付を解消する

標準負担額

区分	療養病床に入院する 65歳以上の方 (難病の患者などを除く)	左以外の方 (一般病床など)
一般の方	(食費) <u>1食460円</u> (居住費) <u>1日320円</u>	1食につき 260円
市町村民税非課税の世帯に属する方等	(食費) 1食210円 (居住費) 1日320円	1食につき 210円
上記のうち、世帯全員が一定の所得以下	(食費) 1食130円 (居住費) 1日320円	1食につき 100円

平成17年10月介護保険法改正により
介護保険施設の食費(食材料費+調理費
(調理員の人件費))・居住費(光熱水費)を利用者負担に。

(参考)介護保険施設 に入所している方(多床室)	
一般の方の標準的な負担額	(食費) <u>1日1380円</u> (居住費) <u>1日320円</u>
年金80万円超で市町村民税非課税	(食費) 1日650円 (居住費) 1日320円
年金80万円以下の者	(食費) 1日390円 (居住費) 1日320円
生活保護	(食費) 320円 (居住費) 0円